

荒川区特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱基準

令和7年1月1日制定

(目的)

第1条 荒川区(以下「区」という。)が発注する工事のうち、荒川区契約事務規則第2条第3項の規定により経理課契約案件の契約の締結を請求する案件においての特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて、統一的な取扱いを定めることにより、円滑な契約事務の確保と工事の適正な施工の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 区が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)(以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事に同じ。)をいう。
- (2) 特例監理技術者 法第26条第3項第二号の規程の適用を受ける監理技術者をいう。
- (3) 監理技術者補佐 法第26条第3項第二号の政令で定める者として、法施行令第29条に該当する者をいう。

(特例監理技術者の配置要件)

第3条 法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける特例監理技術者の配置要件は、次の各号の全てに該当する場合とする。兼務することができる工事は、区が発注する工事に限らず、区が発注する工事以外の工事(民間企業等が発注する工事を含む)も対象とする。

- (1) 兼務する工事のどちらかが維持工事(通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)等いう。)でないこと。
- (2) 予定価格がいずれも1億8千万円未満の工事であること。
- (3) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (5) 特例監理技術者は工事希望申込日(指名競争入札に付す場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日)に

において、監理技術者補佐は配置を予定する日において、入札参加者とそれぞれ3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (6) 特例監理技術者が兼務する工事は、いずれも荒川区内及び隣接する区内（文京区、台東区、北区、墨田区、足立区）の工事であること。
- (7) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (8) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (9) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- (10) 区工事主管課の所属長が、工事の適正な施工に支障があり兼務を認めることが適当でないと判断した工事でないこと。

(兼務できる工事数)

第4条 同一の特例監理技術者が兼務することができる工事の数は、専任を必要とする工事を含み2件までとする。ただし、同一あるいは別の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められることを全ての発注者から書面による承諾を得た場合については、これらの複数の工事を一の工事とみなす。

(兼務に関する手続き等)

第5条 特例監理技術者の配置については、次の手続きを行うこととする。

- (1) 特例監理技術者の配置を希望する事業者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加希望申請時に、別記様式 - 1 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（以下「確認事項」という。）及び別記様式 - 2 特例監理技術者の配置を予定している場合の申請書（以下「申請書」という。）を、区長に提出すること。
- (2) 配置を希望する特例監理技術者が、現に履行中の工事又は今後配置を予定している工事においても、法第26条第3項第二号の規定が適用できること（現に履行中の工事等の発注者が示す配置要件に該当すること）を事業者自身にて必ず確認すること。
- (3) 区長は、事業者より申請書の提出があった場合は、特例監理技術者の配置の可否について遅滞なく事業者に連絡しなければならない。
- (4) 当該工事を受注した事業者は、区が既に発注した工事に配置している監理技術者が、特例監理技術者として他の工事（区が発注する工事以外も含む）を兼務しようとする場合は、区長に申請書を提出しなければならない。
- (5) 建設工事の適正な施工と品質を確保するため、原則として工期途中での特例監

理技術者及び監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）を交代してはならない。ただし、次の事項に該当する場合で、交代前後の監理技術者等が同等以上の技術力を有し、工事の継続性、品質確保等に支障がないことについて、当該工事を受注した事業者が申請書を区長に提出し承諾を得た場合は、この限りではない。

ア 死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等による場合。

イ 当該工事を受注した事業者の責によらない契約事項の変更に伴う場合。

ウ 工事工程上監理技術者等の交代が合理的な場合。

（６） 開札時点において技術者の適正配置（注１）が不可となった場合は、その者のした入札は無効とする。

（７） 契約後、技術者の適正配置（注１）が不可となった場合は、工事請負契約書に基づき契約解除となると共に、地方自治法施行令第167条の４第２項第５号に基づき、競争入札参加禁止措置となる場合がある。

（注１）： 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置又は監理技術者の配置

附 則

この基準は、令和７年１月１日から施行し、同日以後に行われる発注公告を行う工事について適用する。

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

年 月 日

荒川区長

住 所

商号又は名称

代 表 者

下記のとおり、確認しました。

契約番号	
工事件名	
	1) 建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者(監理技術者補佐)を専任で配置すること。
	2) 監理技術者補佐は、一級建築施工監理技士補又は一級施工監理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
	3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日において3か月以上の雇用関係があることをいう。
	4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までであること。
	5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、荒川区内及び隣接する区内(文京区、台東区、北区、墨田区、足立区)の工事とすること
	6) 特例監理技術者が兼務する工事は維持工事以外でなければならない。(「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な工事))
	7) 配置を予定している特例監理技術者が、現に履行中の工事(又は今後配置を予定している工事)についても、建設業法第26条第3項第二号の規定を適用できること(現に履行中の工事等の発注者が示す兼務の要件に該当すること)。
	8) 契約後、適正に技術者を配置できなかったとき(監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の別に関わらず、技術者の適正な配置をできなかったとき)は、工事請負契約書に基づき契約解除となると共に、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に基づき、競争入札参加禁止措置となる場合があること。

注：上記すべてを確認し、レ又は を記載すること。

建設業法第26条第3項第二号 条文抜粋

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条

1～2 (省略)

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者

イ 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

ハ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

二 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

特例監理技術者の配置を予定している場合の申請書

年 月 日

荒川区長

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記のとおり、特例監理技術者等の配置を予定したいので申請します。

特例監理技術者（予定）	氏名			
	技術検定種目			
希望申込案件	工事件名			
	契約番号			
	監理技術者 補佐 （予定）	氏名		
		技術検定種目		
		雇用関係の確認		健康保険被保険者証 雇用状況確認証 （雇用状況の確認できるもの） その他
中の工事（又は今後配置を予定している工事） 配置を予定している特例監理技術者が現に履行	発注者			
	工事主管部署			
	担当者及び連絡先			
	工事件名			
	施工場所			
	工事内容	維持工事に該当	する しない	
	予定価格又は契約金額（税込）			
	工事期間			
	現場代理人 氏名			
	監理技術者補佐 氏名（予定）			
（備考）				

配置予定の特例監理技術者及び監理技術者補佐の要件を確認するために必要な資料を添付して提出すること。また、変更しようとする場合は、第4条(5)に該当する事項を備考欄に記載すること。

- 1 特例監理技術者の兼務する予定の工事が確認できる書類
CORINSの写し
- 2 監理技術者補佐の資格確認資料の写し
監理技術者資格証
一級施工管理技士等の国家資格者の合格証
一級施工管理技士補の合格証明書 等
- 3 監理技術者補佐の「雇用関係が確認できる書類」の写し
健康保険被保険者証(注1)
住民税特別徴収税額通知書 等